

行政・公共

無料法律相談会

金銭に関するトラブルや多重債務、借地・借家問題、離婚、相続損害賠償請求事案など、お困りのことがありましたら気軽に相談ください。

開催日

- ◆3月2日(火) 歌志内市・上砂川町 横井千穂 弁護士
 - ◆3月9日(火) 赤平市 丸山健 弁護士
 - ◆3月16日(火) 歌志内市・上砂川町 小荒谷勝 弁護士
 - ◆3月23日(火) 赤平市 山内崇史 弁護士
 - ◆3月30日(火) 歌志内市・上砂川町 富岡俊介 弁護士
- 赤平会場 市コミセン別館2階
音楽室(商工会議所となり)

開催時間

- ▼赤平市(10時〜12時)
 - ▼歌志内市・上砂川町(13時30分〜15時30分)
- 申込み・問合せ
生活環境交通係 ☎32-2215
歌志内市役所 ☎42-3217
上砂川町役場 ☎62-2011

※先に申し込みをされている方が優先されます。

こんばんは市長室

まちづくりや地域が抱える課題について、市長と直接お話ししませんか。昼間働いている方や大勢の中で話すことが苦手な方など、ぜひご利用ください。

対象者 市内に居住されている方、または市内の企業に勤務されている方。

日時 3月23日(火)18時〜

※変更になる場合があります。

定期行政相談

毎日の暮らしの中で、行政について苦情、要望、意見はありませんか。行政相談の対象は、国の行政機関、特殊法人(JRやNTTなど)の業務、年金、登記、道路、河川、郵便、窓口サービスなどの業務です。相談は無料で秘密は厳守します。口頭、電話、手紙で相談に応じます。

日時 3月17日(水)13時〜16時

場所 産業研修ホール2階
(総合体育館横)

※新型コロナウイルス感染拡大の影響により、中止となる場合があります。

**民生委員児童委員から
新入学児童へのお祝い**

赤平市民生委員児童委員協議会では、4月から小学校の新1年生となる児童に、ささやかな入学お祝い品をお配りしています。対象となる児童のお宅へ、民生委員児童委員が直接伺います。

配布期間 3月中旬〜下旬

※申し込みの必要はありません。

司法書士中根事務所

◆業務内容◆

登記相談・法律相談(※)・不動産登記(相続・売買その他)・商業登記・成年後見・債務整理・裁判所提出書類の作成・簡易裁判所訴訟代理(※)(※は請求額140万円以下の民事に関するものに限られます。)

同一案件につき初回の相談は無料です。

司法書士 中根 大 電話 0125-74-5550
赤平市東文京町2丁目4番地2
ブログ: <http://ameblo.jp/shihoushoshi-dai-nakane>



問合せ 赤平市民生委員児童委員協議会事務局(地域福祉係)
☎32-2216



かわいいおともだちを紹介します!



くまがい もも ちゃん
(11カ月)



しまづ いくと くん
(11カ月)

あかびらの人口

令和3年1月末日現在

※()内は前月比

総数	9,627人	(↓15)
男	4,379人	(↓8)
女	5,248人	(↓7)
世帯数	5,702世帯	(↓5)

お天気メモ

(令和3年1月)

		前年
最高気温	5.4℃	(3.4℃)
最低気温	-18.1℃	(-16.2℃)
降水量	13.5mm	(4.5mm)
降雪量	235.0cm	(122.0cm)

行政・公共

令和3・4年度 少額工事等(物品)の受付

市では、令和3・4年度において発注する少額工事等(50万円未満の工事など)、または少額物品(30万円未満の物品)契約の参加希望をする業者を次のとおり受け付けます。

なお、令和3・4年度の建設工事・物品契約等の指名登録申請を提出している業者は必要ありません。

提出書類
契約管財係にある指定様式に納税証明書、納税状況確認書、誓約書などを添付。

受付期間
3月1日(月)から(令和3・4年度中、随時受付)
申込み・問合せ 契約管財係
☎32-2212

人材育成・定住促進 奨学金

高校・高等専門学校・専門学校・短期大学・大学・大学院に在学する方を対象とした、赤平市の奨学金制度です。

卒業後、奨学金返還中の年度における市内での居住・就労状況に

により、全額または半額が免除される場合があります。

貸付金額(月額)

◆高校・高専(1年〜3年)
：月額2万円以内

◆高専(4年〜5年)、修学年限が2年以上の専修学校・短大・大学・大学院
：月額4万円以内

※修学年限が1年の専修学校は対象外です。

受付期間 4月分からの貸与は4月23日(金)まで。

右記の期限を過ぎた場合は、申請を受け付けた月分からの貸与となります。

※申込用紙は学校教育課にあり
申込み・問合せ 学校教育課総務係
☎32-1822

有料道路使用における障がい者割引の手続き

新型コロナウイルス感染症対策の特例措置として、有料道路を使用した際の障がい者割引の申請手続きを郵送で行なうことができます。

申請に必要なもの

- (1)有料道路障害者割引申請書兼ETC利用申請書
- (2)身体障害者手帳または療育手帳の写し

(3)自動車検査証または軽自動車届出済証の写し

(4)運転免許証の写し(障がい者ご本人が運転される場合)

(5)障がい者ご本人名義のETCカードの写し(ETCを利用する場合)

(6)ETC車載器の管理番号が確認できるもの(ETC車載器セットアップ申込書・証明書などの写し(ETCを利用する場合))

問合せ 地域福祉係
☎32-2216

生活

高齢者世帯等除雪費助成 領収書提出を忘れずに

75歳以上の高齢者世帯や障がい者世帯、ひとり親世帯などで自力での除雪が困難であり、支援してくれる親族もない世帯に、除雪にかかる費用の一部を助成しています。

支払った除雪費の領収書(原本)を期限までに社会福祉協議会に提出してください。期限を過ぎたものは無効となりますので、ご注意ください。

提出期限 3月31日(木)

提出先・問合せ 赤平市社会福祉協議会
☎32-1015

家屋の解体および 家屋改造工事に伴う届出

家屋改造や解体に伴い、給水装置(道路の下に埋設されている配水管(水道本管)から分かれた給水管から蛇口まで)の改造や撤去を行なう場合は、赤平市水道条例に基づき、赤平市指定給水装置工事事業者を通じて給水装置工事申込書の提出が必要です。

届出をせずに工事を着工されて、水道管などに影響を及ぼした場合は、所有者の方に修繕、補償をしていただくことになり、多大な負担が生じることがありますので必ず赤平市指定給水装置工事事業者へ依頼してください。所有者の方は、給水装置工事申込書に所有者の押印の箇所がありますので家屋改造や解体の際はご確認ください。

上下水道課では、お近くの市指定給水装置工事事業者を、ご案内しております。また、指定給水装置工事事業者の一覧は市ホームページにも掲載しています。

ホームページ
<https://www.city.akabira.hokkaido.jp/docs/2012122800091.html>

問合せ 上下水道課管理係
☎32-2218

すべての相談の相談料が
無料です。

あなたの
悩みに

をす
こた
えま
し
出

相談予約
ダイヤル

0125-22-8373

平日 10:00~16:00(12:00~13:00を除く)

札幌弁護士会 中空知法律相談センター

【こんなときは上下水道課へお知らせください。】

◆長期間水道を使わないとき(長期の出張や旅行など)

◆水道の利用者、所有者に変更が生じたとき(水道の利用者、所有者が変わるとき)

◆建物を解体するとき給水装置の撤去工事などを市の指定の水道給水装置工事事業者にお申込みください。

※引越しによる水道・下水道の使用開始・中止は、転居先と引越し日が決まりましたら、お早めにご連絡ください。